

01 12月3日～9日は障害者週間です

■問合せ 福祉課 障害福祉担当 ☎41-2663

障害のある人もない人も共に生きる社会へ

障害には、身体、知的、精神などの種類があり、同じ障害でも症状や程度はさまざまです。障害のある人もない人も、共に参加し、共に暮らせるまちにするためには、一人ひとりが障害について正しく理解し、障害を個性の一つとして尊重する必要があります。周囲の理解やサポートがあれば、障害のある人たちの社会参加の機会は大きく広がります。障害のある人とない人の交流が進むことで、誰もが相互に尊重し、認め合える社会へとつながっていきます。

YouTubeにある「ほっとシティおおむたチャンネル」に障害に関する動画をアップ！

聴覚障害のことを知り、コミュニケーションを取る時に役立つことなどについて紹介しています。また、あいさつや簡単な言葉から災害に関することまで手話の使い方を紹介しています。簡単な手話を覚え、日常生活の中で使ってみませんか。

みんなで、あいさつをかわし合い、コミュニケーションいっぱいのまちにしましょう！



障害のある人が制作した物品を購入することや、業務委託という形で、障害のある人へ仕事を依頼する事例などを紹介しています。物品等の売上げは、障害のある人の収入となり、経済的自立にもつながります。多くの企業の皆さんには、業務委託等を依頼し、障害のある人を応援していただきたいと思います。



02 12月4日～10日は人権週間です

■問合せ 人権・同和・男女共同参画課 ☎41-2611

第35回人権フェスティバル

講演会「出会いこそ、生きる力」

とき 12月19日(土) 午後1時30分～

ところ 文化会館大ホール

講師 サヘル・ローズさん (女優・タレント)

入場料無料 (先着順)
手話通訳・要約筆記あり！

人権とは、一人ひとりが生まれながらに持っている「自分らしく生きる権利」です。思いやりの心、違いを認め合う心、私たちの周りのさまざまな人権について、もう一度考えてみませんか。

また、12月10日～16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。北朝鮮当局による人権侵害問題について、関心と認識を深めましょう。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、来場時は、マスク着用をお願いします。

また、今後の感染症拡大の状況により、中止または入場制限する場合がありますので、市のホームページ等で確認してください。

サヘル・ローズさん



イランで生まれたサヘル・ローズさんは、戦争で両親・兄弟全てを失くし、養母となる女性に救い出され、孤児院で暮らすこととなります。8歳の時に養母とともに来日しましたが、日本での暮らしも厳しく、公園でのホームレス生活、学校では壮絶ないじめを経験しました。高校生の頃から、芸能活動を始め、今はテレビ、映画、舞台等で活躍するとともに、国際人権NGOの親善大使を務めるなど、自らの経験から国内外の養護施設をサポートする活動にも力を注がれています。苦難の連続の中でも、希望を失わず、強く、明るく成長を続ける原動力となったものは何だったのでしょうか。自分らしい夢や目標を持つことの大切さについて、一緒に考えてみませんか。

03

有明圏域定住自立圏共生ビジョン（案）への意見を募集します

■問合せ 総合政策課 ☎ 41-2501 FAX 41-2552

大牟田市と柳川市、みやま市、荒尾市、南関町、長洲町は4市2町で有明圏域定住自立圏を形成しています。現在は、具体的な取組事項を記載した第2次有明圏域定住自立圏共生ビジョン（平成28年度～令和2年度）に基づき、福祉や文化など22の連携項目についてさまざまな取り組みを進めています。

この度、令和3年度から5年間を計画期間とする第3次ビジョン（案）がまとまりましたので、市民の皆さんから意見を募集します。

- ▶ **募集期間** 令和2年12月10日(木)～3年1月15日(金) (必着)
- ▶ **閲覧場所** 総合政策課（市役所本庁舎4階）、情報公開センター（市役所本庁舎2階）、各地区公民館、えるる、市立図書館、市のホームページ
- ▶ **提出先** 件名を「第3次有明圏域定住自立圏共生ビジョン（案）に対する意見」とし、意見、住所、氏名、電話番号 を記載したもの（様式自由）を、閲覧場所へ。
 ※総合政策課には郵送、FAX、メールでも提出できます。
 〒836-8666 住所不要 総合政策課宛て / メール e-sougouseisaku01@city.omuta.fukuoka.jp
 ※電話での意見提出はできません。
 ※提出された意見は、市の考えを付けてホームページ等で公表する予定です。個別の回答は行いません。

04

ボランティア・市民活動を安心して行うための 市民活動補償制度のお知らせ

■問合せ 生涯学習課 市民活動担当（えるる内） ☎41-2625

市民活動中のもしもの事故に備えて、市民活動補償制度を実施しています。

- ▶ **補償の対象となるもの**
ボランティア団体、町内公民館、自治会、校区まちづくり協議会などが、地域社会の問題解決を図るために実施する、営利を目的としない市民活動中の事故。
- ▶ **補償の対象とならないもの**
スポーツ競技、文化・レクリエーション行事に参加中の事故、懇親会や親睦旅行、危険度の高い活動時の事故など。
- ▶ **事故が発生したとき**
事故の証明ができるよう、発生日時や場所などの事故状況を把握し、生涯学習課市民活動担当へ連絡してください。対物事故の場合は、損害箇所が分かる写真が必要です。
※市民活動中の事故と市が認めた場合に保険会社へ事故報告を行い、保険会社の審査により、補償の可否が決まります。

！
草刈時の事故が増えています。作業前に小石や枝などを取り除き、周囲に人がいないことや、自動車などがいないことを確認しましょう。無理なく安全な活動をお願いします。

【傷害補償】

市民活動中に発生した急激かつ偶然の事故により、活動していた人が負傷または死亡した場合に補償します。

【賠償責任補償】

市民活動中や市民活動に起因して、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

補償項目	補償金額
通院補償	1日につき 2,000円（90日を限度）
入院補償	1日につき 3,000円（180日を限度）
後遺障害補償	最高300万円
死亡補償	300万円

補償項目	内容	補償金額（限度額）
身体賠償	他人の身体に損害を与えた場合	1名につき1億円 1事故につき1億円
財物賠償	他人の財物に損害を与えた場合	1事故につき 1,000万円
受託物賠償	他人からの預かり品や管理している物を、壊したり無くしたりして被害を与えた場合	1事故につき 300万円